

お申込日

20

年

月

日

※太線の枠内のみ記入してください。

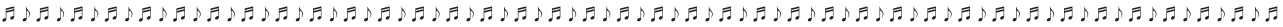
映画上映  
利用申込書

|                       |                      |                    |           |       |   |      |
|-----------------------|----------------------|--------------------|-----------|-------|---|------|
| お<br>申<br>込<br>者      | (フリガナ)<br>ご住所        | 〒                  |           |       |   |      |
|                       | (フリガナ)<br>法人名<br>団体名 | 個人でお申込みの方はご記入不要です。 |           |       |   |      |
|                       | (フリガナ)<br>代表者名       |                    |           |       | 印 | 生年月日 |
|                       |                      |                    |           | 年     |   | 月    |
|                       | T E L ( )            | —                  | F A X ( ) | —     |   |      |
|                       | E - Mail             |                    |           |       |   |      |
|                       | ご担当部署                |                    |           | ご担当者名 |   |      |
| ご担当者連絡先<br>(上記と異なる場合) | TEL ( )              | —                  | 携帯電話 ( )  | —     |   |      |

貴協会が管理する音楽著作物を下記の催物において上映等により利用することについて、協会の定める「利用許諾条項」の履行を承諾のうえ、「映画上映明細書」などを添えて申し込みます。

|        |                                          |                       |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|------------------------------------------|-----------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 催物名    |                                          |                       |   |   |   |   |   |   |   |
| 開催日    | 自                                        | 20                    | 年 | 月 | 日 |   |   |   |   |
|        | 至                                        | 20                    | 年 | 月 | 日 |   |   |   |   |
|        | ①                                        | 時                     | 分 | ② | 時 | 分 | ③ | 時 | 分 |
| 上映回数   | 1日                                       |                       |   |   |   | 回 | 全 | 回 |   |
| 上映本数   |                                          |                       |   |   |   |   |   |   |   |
| 会場名    |                                          |                       |   |   |   |   |   |   |   |
| 入場料    | 有・無                                      | 入場料の額<br>(消費税を含まないもの) | ① | 円 | ② | 円 |   |   |   |
|        |                                          |                       | ③ | 円 | ④ | 円 |   |   |   |
| 明細等提出日 | 20 年 月 日 ※開催日から5日以内(「利用許諾条項」第3条をご参照ください) |                       |   |   |   |   |   |   |   |
| 備考     |                                          |                       |   |   |   |   |   |   |   |

※ 個人情報の利用目的については、利用許諾条項第16条に記載しています。



映画上映利用許諾書

20 年 月 日

上映許諾 第

号

一般社団法人 日本音楽著作権協会

本協会は、上記お申込者が上記利用申込書に記載された内容にしたがい本協会が管理する音楽著作物を上映等により利用することにつき、本協会の定める「利用許諾条項」を遵守することを条件に許諾します。

支部長印のないものは無効です。



利用許諾条項

(総則)  
第1条 一般社団法人日本音楽著作権協会(以下「甲」という。)が上映及び伝達(以下「上映等」という。)に係る著作権を管理する音楽著作物(以下「管理著作物」という。))を、申込者(以下「乙」という。))が上映等により利用する甲乙間の利用許諾契約(以下「本契約」という。))は、乙が甲に対し、甲所定の書式による利用申込書(電磁的方法によるものを含む。以下「申込書」という。))を提出し、甲が乙に対し、映画上映利用許諾書(電磁的方法によるものを含む。以下「許諾書」という。))を、交付すること(電子メール等の電磁的方法による許諾書の場合は、当該許諾書が乙に到達すること)により成立します。  
2 本契約は、本利用許諾条項(本契約の内容とすることを目的として甲が準備したこの利用許諾条項をいう。以下同じ。))を内容とします。  
3 次条の規定による利用許諾の対価(以下「使用料」という。))は、甲が定め文化庁長官に届け出た使用料規程(以下「使用料規程」という。))による額とします。  
(利用許諾)  
第2条 甲は、乙が本利用許諾条項の定めを遵守することを条件として、乙に対し、催物開催日時点における管理著作物を、申込書記載の範囲内において上映等により利用することを許諾します。  
(申込書及び映画上映明細書の提出等)  
第3条 乙は、申込書と共に上映等により利用する著作物の明細を、甲所定の映画上映明細書(電磁的方法によるものを含む。以下「明細書」という。))に記載し、プログラム等を添えて、催物開催日の5日前までに甲に提出しなければなりません。  
ただし、乙がやむを得ない事由で申込書提出のときに明細書を提出できない場合は、明細書の提出日(催物開催日から5日以内の日。以下「提出日」という。))を申込書に記入し、提出日までに明細書を提出しなければなりません。  
2 乙の都合により、申込書又は明細書に記載した内容を変更する場合は、遅滞なく変更する内容を書面又は別途甲が指定する方法により、甲に報告し、甲の承諾を得なければなりません。  
(不可抗力)  
第4条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、政府・地方公共団体の命令規制など乙の責めに帰すことのできない事情により催物の開催が不可能となった場合は、乙は、甲に対し書面により通知することにより、利用許諾の申込みを撤回することができるものとします。  
(上映等以外の支配権の許諾)  
第5条 乙が、プログラム等に歌詞、楽譜等を掲載し、又は複製物を作成するなど、上映等以外の支配権に係る許諾を必要とする方法で管理著作物を利用する場合は、事前にその許諾を受けなければなりません。  
(使用料の支払義務)  
第6条 甲は、甲に対し、第2条の利用許諾の対価として、甲の使用料規程により算出した使用料を、申込書提出のとき又は甲が発行する請求書に定める支払期日までに、甲の事務所に持参又は甲の預金口座へ送金して支払わなければなりません。送金に要する手数料は、乙の負担とします。  
(使用料規程の適用)  
第7条 使用料規程の第2章第3節映画2上映の規定を適用する場合において乙が申込書を提出せず、甲より事前の利用許諾を受けなかったときは、甲は、乙に対し、映画1本上映1回ごとの使用料の規定を適用して、損害賠償金又は不当利得金を請求できるものとします。  
2 乙が第3条第1項ただし書きの提出日までに明細書を提出しなかった場合も、甲は、乙に対し、映画1本上映1回ごとの使用料の規定を適用して、使用料を請求できるものとします。  
(保証金の納付と返還)  
第8条 本利用許諾条項の確実な履行を担保するために、甲が必要と認めたときは、乙は、甲に対し、予定使用料の範囲内で定める額の保証金を、催物開催日の前日までに納付しなければなりません。甲は、乙が本利用許諾条項に違反して使用料の全部又は一部の支払を履行しない場合は、保証金をもってその使用料又は第10条に定める遅延損害金に充当することができるものとします。  
2 乙が本利用許諾条項を完全に履行したときは、甲は、乙に対し、甲が交付した受取証と引き替えに、前項の保証金を返還するものとします。ただし、利息は付さないものとします。  
(使用料の変更)  
第9条 甲が乙に使用料を請求した後に、上映等により利用する著作物の権利関係の相違が判明したときは、甲は、その判明した内容に基づいて請求する使用料の額を変更することができるものとします。  
(遅延損害金等)  
第10条 乙が、第6条の規定に違反して使用料の支払を遅滞したときは、乙は、甲に対し、支払期限の翌日から完済に至るまでの日数に応じ、当該使用料のほかに年率14.6%(1年を365日とする日割計算)相当額を遅延損害金として支払わなければなりません。  
2 乙の本契約違反により第三者に損害が生じたときは、乙がその責任を負わなければなりません。  
(著作人人格権の尊重)  
第11条 乙は、管理著作物の利用に当たり、著作者の意に反して著作物を変更、切除その他の改変を加えること、著作者の名誉又は声望を害する方法により管理著作物を利用することなどによって、著作人人格権を侵害してはなりません。  
(利用状況等の調査)  
第12条 乙は、催物における管理著作物の利用状況調査のため、甲に対し、甲の職員等による利用楽曲の調査、関係書類の閲覧その他の業務遂行に必要な便宜を与えなければなりません。  
(許諾の取り消し等)  
第13条 甲は、催物の開催前に、乙が本契約に違反したとき、又は違反するおそれがあると甲が合理的に判断したときは、乙に対し、催告することなく直ちに書面により第2条の利用許諾を取り消すことができるものとします。  
(期限の利益の喪失)  
第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくとも、期限の利益を失い、本契約に基づいて甲に対して負担する一切の債務を直ちに履行しなければなりません。  
(1) 手形・小切手を不渡りにし、租税滞納処分を受け、又は仮差押え・仮処分・強制執行等の申立て、若しくは破産・民事再生・会社更生手続開始等の申立てがあったとき。  
(2) 営業を廃止し又は合併によらないで解散したとき。  
(3) 営業の許可又は登録が取り消されたとき。  
(4) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な事由があるとき。  
2 本契約が解除により終了したときは、乙は、期限の利益を失い、第6条の規定にかかわらず、甲に対し、残余の支払債務を直ちに履行しなければなりません。  
(契約の解除)  
第15条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告がなくとも、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この解除は、甲が被った損害につき乙に賠償請求することを妨げないものとします。  
2 乙が本契約に規定する義務に違反したとき(申込書又は明細書の内容が事実と異なることが判明したときを含む。))は、甲は10日間の猶予期間を付した書面により乙にその是正又は履行を催告し、乙がその期間内に是正又は履行しなかったときは、本契約を解除することができるものとします。  
3 民法第542条第1項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の全部を解除することができるものとし、同条第2項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の一部を解除することができるものとします。  
(個人情報の利用目的)  
第16条 甲が取得した乙の個人情報(は、次に掲げる目的のために必要な範囲以外では利用しないものとします。  
(1) 音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音録画複製金等分配業務、調査研究及び刊行物の送付その他の広報  
(2) 音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報  
2 乙は、甲が、前項各号の目的の達成のために必要な範囲で、個人情報を第三者に提供することに同意するものとします。  
(権利義務及び契約上の地位の譲渡禁止)  
第17条 乙は、本契約に基づく一切の権利義務又は契約上の地位を、甲からの事前の書面による承諾なく第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保に供してはなりません。  
(合意管轄)  
第18条 本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。))については、甲の本部又は許諾書記載の支部等の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

No. \_\_\_\_\_

提出日 20 年 月 日

## 映 画 上 映 明 細 書

※太線の枠内のみ記入してください。

|       |            |            |    |  |       |  |  |  |  |        |   |       |          |
|-------|------------|------------|----|--|-------|--|--|--|--|--------|---|-------|----------|
| 催 物 名 |            |            |    |  | 会 場 名 |  |  |  |  | 上映所要時間 | 分 | 入 場 料 | チェックナンバー |
| 上 映 日 | 自 20 年 月 日 | 至 20 年 月 日 | 日間 |  | お申込者名 |  |  |  |  | 会場の定員数 | 名 | 円     |          |

| 映 画 の 題 名 ・ 副 題 名 |     | 製作・配給会社<br>製作国(製作年) | 監 督<br>出 演 者 | 類 別           | 上映<br>回数 | 上映<br>時間 | 使 用 料 |  |  |  | キューシートコード |  |  |  | S・V |  |
|-------------------|-----|---------------------|--------------|---------------|----------|----------|-------|--|--|--|-----------|--|--|--|-----|--|
| 1                 | 原題名 | ( )                 |              | 一般娯楽<br>そ の 他 | 回        | 分        |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
|                   | 訳題名 |                     |              |               |          |          |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
| 2                 | 原題名 | ( )                 |              | 一般娯楽<br>そ の 他 | 回        | 分        |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
|                   | 訳題名 |                     |              |               |          |          |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
| 3                 | 原題名 | ( )                 |              | 一般娯楽<br>そ の 他 | 回        | 分        |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
|                   | 訳題名 |                     |              |               |          |          |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
| 4                 | 原題名 | ( )                 |              | 一般娯楽<br>そ の 他 | 回        | 分        |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
|                   | 訳題名 |                     |              |               |          |          |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
| 5                 | 原題名 | ( )                 |              | 一般娯楽<br>そ の 他 | 回        | 分        |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
|                   | 訳題名 |                     |              |               |          |          |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
| 6                 | 原題名 | ( )                 |              | 一般娯楽<br>そ の 他 | 回        | 分        |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
|                   | 訳題名 |                     |              |               |          |          |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
| 7                 | 原題名 | ( )                 |              | 一般娯楽<br>そ の 他 | 回        | 分        |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
|                   | 訳題名 |                     |              |               |          |          |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
| 8                 | 原題名 | ( )                 |              | 一般娯楽<br>そ の 他 | 回        | 分        |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
|                   | 訳題名 |                     |              |               |          |          |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
| 9                 | 原題名 | ( )                 |              | 一般娯楽<br>そ の 他 | 回        | 分        |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
|                   | 訳題名 |                     |              |               |          |          |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
| 10                | 原題名 | ( )                 |              | 一般娯楽<br>そ の 他 | 回        | 分        |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |
|                   | 訳題名 |                     |              |               |          |          |       |  |  |  |           |  |  |  |     |  |

※個人情報の利用目的については、利用許諾条項  
第 11 条に記載しています。

N・M…当協会管理外 P・D…著作権消滅

JASRAC

|             |      |  |  |  |  |
|-------------|------|--|--|--|--|
| 請 求 日       |      |  |  |  |  |
| 種 目<br>規定区分 | D 11 |  |  |  |  |

|        |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|
| 小 計    |  |  |  |  |
| 消費税相当額 |  |  |  |  |
| 合 計    |  |  |  |  |

請求書番号

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|

# 映画上映利用申込書 記入例

一般社団法人 日本音楽著作権協会 御中

## 映 画 上 映 利 用 申 込 書

JASRAC®

お申込日 2024年 4月15日

※太線の枠内のみ記入してください。

### 利 用 許 諾 条 項

|                                                                                        |                    |                                                 |             |                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------|-------------|--------------------|
| お申込者                                                                                   | (フリガナ) 住所          | 〒151-8540 東京都渋谷区上原3-6-12 代々木ビル2階                |             |                    |
|                                                                                        | (フリガナ) 法人名         | 個人でお申込みの方はご記入不要です。 オンガクシステム株式会社 ジャスラック音楽事務所     |             |                    |
|                                                                                        | (フリガナ) 代表者名        | 代表取締役                                           | 音楽太郎        | 生年月日 1939年11月18日   |
|                                                                                        | T E L              | ( 03 ) 3481 - 2121                              | F A X       | ( 03 ) 3481 - 212X |
|                                                                                        | E - Mail           | hanako-chosaku@jasrac.com                       |             |                    |
| 者                                                                                      | ご担当部署              | 事業部                                             | ご担当者名       | 著作 花子              |
|                                                                                        | ご担当者連絡先 (上記と異なる場合) | TEL ( 03 ) 3481 - 0000 携帯電話 ( 080 ) 1234 - 5678 |             |                    |
| 貴協会が管理する音楽著作物を下記の催物において上映等により利用することについて、協会の定める「利用許諾条項」の履行を承諾のうえ、「映画上映明細書」などを添えて申し込みます。 |                    |                                                 |             |                    |
| 催物名 創立85周年記念JASRAC映画祭                                                                  |                    |                                                 |             |                    |
| 開催日                                                                                    | 自 2024年 4月 20日     |                                                 | 上映回数        | 1日 1回 全 1回         |
|                                                                                        | 至 2024年 4月 20日     |                                                 | 上映本数        | 1本                 |
| ① 時 分 ② 時 分 ③ 時 分                                                                      |                    |                                                 |             |                    |
| 会場名 ジャスラック音楽ホール                                                                        |                    |                                                 |             |                    |
| 入場料                                                                                    | 有・無                | 入場料の額 (消費税を含まないもの)                              | ① 大人 2000 円 | ② 小人 1000 円        |
|                                                                                        |                    |                                                 | ③ 円         | ④ 円                |
| 明細等提出日 20 年 月 日 ※開催日から5日以内 (利用許諾条項第3条をご参照ください)                                         |                    |                                                 |             |                    |
| 備考                                                                                     |                    |                                                 |             |                    |

※ 個人情報の利用目的については、利用許諾条項第16条に記載しています。

## 映画上映利用許諾書

20 年 月 日  
上映許諾 第 号  
一般社団法人 日本音楽著作権協会

本協会は、上記お申込者が上記利用申込書に記載された内容にしたがい本協会が管理する音楽著作物を上映等により利用することにつき、本協会の定める「利用許諾条項」を遵守することを条件に許諾します。

支部長印のないものは無効です。

申込時に上映内容が未定である場合は、利用明細書の提出予定日をご記入ください。

【第1条】 一般社団法人日本音楽著作権協会(以下「甲」という。)が上映及び伝達(以下「上映等」という。)に係る著作物を管理する音楽著作物(以下「管理著作物」という。)を、申込者(以下「乙」という。)が上映等により利用することに関する甲乙間の利用許諾契約(以下「本契約」という。)は、乙が甲に対し、甲所定の書式による利用申込書(電磁的方法によるものを含む。以下「申込書」という。)を提出し、甲が、乙に対し、映画上映利用許諾書(電磁的方法によるものを含む。以下「許諾書」という。)を、交付すること(電子メール等の電磁的方法による許諾書の場合は、当該許諾書が乙に到達すること)により成立します。

2 本契約は、本利用許諾条項(本契約の)内容とすることを条件として甲が準拠したこの利用許諾条項をいう(以下「条項」という。)を内容とします。

3 本契約の規定による利用許諾の対価(以下「使用料」という。)は、甲が定め文化庁指定に届けた使用料明細書(以下「使用料明細書」という。)による額とします。

【利用目的】

第2条 甲は、乙が本利用許諾条項の定めを遵守することを条件として、乙に対し、催物開催日時点における管理著作物、申込書記載の範囲内において上映等により利用することを許諾します。

【申込書及び映画上映明細書の提出期】

第3条 乙は、申込書と共に本条項により利用する著作物の明細を、甲所定の映画上映明細書(電磁的方法によるものを含む。以下「明細書」という。)に記載し、本プログラム等を含めて、催物開催日より5日前までに甲に提出しなければなりません。

ただし、乙がやむを得ない事由で申込書提出のときに明細書を提出できない場合は、明細書の提出日(催物開催日から5日以内の日。以下「提出日」という。)を申込書に記入し、提出日より前に明細書を提出しなければなりません。

2 乙の場合により、申込書又は明細書に記載した内容を変更する場合は、遅滞なく変更する内容を書面又は別途甲が指定する方法により、甲に報告し、甲の承認を得なければなりません。

【不可抗力】

第4条 地震、台風、津波その他の天災地災、戦争、暴動、内乱、政府・地方公共団体の命令規制など乙の責めに帰することのできない事由により催物の開催が不可能となった場合は、乙は、甲に対し書面により通知することにより、利用許諾の申込みを撤回することができるとします。

【上映回数及び本数の制限】

第5条 乙が、本プログラム等に歌詞、楽譜等を掲載し、又は複製物を作成するなど、上映等以外の支配権に係る許諾を必要とする方法で管理著作物を利用する場合は、事前にその許諾を受けなければなりません。

【使用料の支払義務】

第6条 乙は、甲に対し、第2条の利用許諾の対価として、甲の使用料明細書により算出した使用料を、申込書提出のとき又は甲が発行する請求書に定める支払期日までに、甲の事務所・持許又は甲の預金口座へ送金して支払わなければならない。送金に要する手数料は、乙の負担とします。

【使用料の滞り】

第7条 使用料の滞り 第2条第3項の滞り 第2条の利用許諾の対価として、甲の使用料明細書に提出せず、甲より甲の管理する請求書に定める支払期日までに、甲の事務所・持許又は甲の預金口座へ送金して支払わなければならない。送金に要する手数料は、乙の負担とします。

2 乙が第3条第1項ただし書きの提出日より前に明細書を提出しなかった場合も、甲は、乙に対し、映画1本上映1回ごとの使用料の滞りを適用して、使用料を請求できるものとします。

【保証金の納付と返還】

第8条 本利用許諾条項の遵守の履行を担保するために、甲が必要と認めるときは、乙は、甲に対し、予定使用料の範囲内で定める額の保証金を、催物開催日の前までに納付しなければなりません。甲は、乙が本利用許諾条項に違反して使用料の全部又は一部の支払を履行しない場合は、保証金をもってその使用料又は第10条に定める遅延損害金に充当することができるものとします。

2 乙が本利用許諾条項を完全に履行したときは、甲は、乙に対し、甲が交付した受取証と引当替えし、前項の保証金を返還するものとします。ただし、引当替えしないものとします。

【使用料の返還】

第9条 甲が乙に使用料を請求した後に、上映等により利用する著作物の権利関係の相違が明らかとなったときは、甲は、その利用した内容に基づいて請求する使用料の額を変更することができるものとします。

【返還保証金】

第10条 乙が、第6条の規定に違反して使用料の支払を滞りしたときは、乙は、甲に対し、支払滞りの翌日から完済に至るまでの日数に応じ、当該使用料のほかに年率14.0%(1年を365日とする)遅延損害金(相当額)を遅延損害金として支払わなければならない。

2 乙の本契約違反により第三者に損害が生じたときは、乙がその責任を負わなければならない。

【著作人・権利者の尊重】

第11条 乙は、管理著作物の利用に当たり、著作物の原に反して著作物を複製、改変、改題その他の改変を加えること、著作物の名義又は声優を替える方法により管理著作物を利用することなどによって、著作人・権利者の権利を侵害してはなりません。

【利用状況等の調査】

第12条 乙は、催物における管理著作物の利用状況調査のため、甲に対し、甲の職員等による利用状況の調査、随時事項の調査その他の業務遂行に必要な便宜を与えなければならない。

【許諾の取り消し】

第13条 甲は、催物の開催前に、乙が本契約に違反したとき、又は違反するおそれがあると甲が合理的に判断したときは、乙に対し、催告することなく直ちに書面により第2条の利用許諾を取り消すことができるものとします。

【前項の利益の喪失】

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告なくとも、期間の利益を失い、本契約に基づいて甲に対して負担する一切の債務を直ちに履行しなければならない。

(1) 手形・小切手を不当に引し、拒絶引当処分を受け、又は仮処分・仮執行等の申立て、若しくは破産・民事再生・会社更生手続開始等の申立てがあったとき。

(2) 営業を廃止し又は合併によらずに解散したとき。

(3) 営業の許可又は認可を取り消されたとき。

(4) その他当該事業が著しく又はそのおそれがあると認められる相当な事由があるとき。

2 本契約が解除により終了したときは、乙は、期間の利益を失い、第6条の規定にかかわらず、甲に対し、残欠の支払債務を直ちに履行しなければならない。

【契約の解除】

第15条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告なくとも、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この解除は、甲が第2条第3項に基づき乙に賠償請求することを妨げないものとします。

2 乙が本契約に規定する義務に違反したとき(申込書又は明細書の内容が事実と異なることが判明したときを含む。)は、甲は10日間の猶予期間を付し、書面により乙にその改正又は履行を催告し、乙がその期間内に改正又は履行しなかったときは、本契約を解除することができるものとします。

3 甲は、前条第1項各号に該当し、乙がその責任を負うことなく、直ちに本契約の全部を解除することができるものと、前条第2項各号に掲げる場合には、甲は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の一部を解除することができるものとします。

【個人情報の利用目的】

第16条 甲が収集した乙の個人情報は、次に掲げる目的のために必要な範囲内では利用しないものとします。

(1) 管理著作物の著作権管理業務における利用許諾契約、著作物使用料明細書、著作物使用料・支払滞り延滞金等分配業務、調査研究及び刊行物の送付その他の業務

(2) 音楽文化の発展及び著作権思想の普及に関する事業における企画・統計・宣伝、調査研究及び広報

2 乙は、甲が、前項各号の目的の達成のために必要な範囲で、個人情報を第三者に提供することに同意するものとします。

【権利関係及び契約上の地位の譲渡禁止】

第17条 乙は、本契約に基づいて一切の権利義務又は契約上の地位を、甲からの事務の譲渡による譲渡なく第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保に供してはなりません。

【合意事項】

第18条 本契約に関する一切の紛争(裁判所の管轄権を含む。)については、甲の本部又は許諾書記載の支部等の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(5300436, 201912, 3000)



# 映画上映明細書 記入例

No. 

提出日 20 24 年 4 月 15 日

映 画 上 映 明 細 書

※太線の枠内のみ記入してください。

|       |                                          |       |             |                  |        |       |          |
|-------|------------------------------------------|-------|-------------|------------------|--------|-------|----------|
| 催 物 名 | 創立85周年記念JASRAC映画祭                        | 会 場 名 | ジャスラック音楽ホール | 上映所要時間           | 分      | 入 場 料 | チェックナンバー |
| 上 映 日 | 自 20 24 年 4 月 20 日<br>至 20 24 年 4 月 20 日 | 1日間   | お申込者名       | 株式会社 ジャスラック音楽事務所 | 会場の定員数 | 名     | 円        |

| 映 画 の 題 名 ・ 副 題 名 |                      | 製作・配給会社<br>製作国(製作年) | 監 督<br>出 演 者 | 類 別          | 上映回数   | 上映時間    | 使 用 料 | キューシートコード | S・V |
|-------------------|----------------------|---------------------|--------------|--------------|--------|---------|-------|-----------|-----|
| 1                 | 原題名 ジャスラの大冒険！<br>訳題名 | (株) 音著<br>日本 (2019) | 渋谷 一夫        | 一般娯楽<br>その 他 | 2<br>回 | 85<br>分 |       |           |     |
| 2                 | 原題名<br>訳題名           | ( )                 |              | 一般娯楽<br>その 他 | 回      | 分       |       |           |     |
| 3                 | 原題名<br>訳題名           | ( )                 |              | 一般娯楽<br>その 他 | 回      | 分       |       |           |     |
| 4                 | 原題名<br>訳題名           | ( )                 |              | 一般娯楽<br>その 他 | 回      | 分       |       |           |     |
| 5                 | 原題名<br>訳題名           | ( )                 |              | 一般娯楽<br>その 他 | 回      | 分       |       |           |     |
| 6                 | 原題名<br>訳題名           | ( )                 |              | 一般娯楽<br>その 他 | 回      | 分       |       |           |     |
| 7                 | 原題名<br>訳題名           | ( )                 |              | 一般娯楽<br>その 他 | 回      | 分       |       |           |     |
| 8                 | 原題名<br>訳題名           | ( )                 |              | 一般娯楽<br>その 他 | 回      | 分       |       |           |     |
| 9                 | 原題名<br>訳題名           | ( )                 |              | 一般娯楽<br>その 他 | 回      | 分       |       |           |     |
| 10                | 原題名<br>訳題名           | ( )                 |              | 一般娯楽<br>その 他 | 回      | 分       |       |           |     |

※個人情報の利用目的については、利用許諾条項第 11 条に記載しています。



N・M…当協会管理外 P・D…著作権消滅

請 求 日

種 目

規定区分

D 11

小 計

消費税相当額

合 計

請求書番号